

建築士による相談窓口を設置します

建築物等の適切な維持管理等に向けた支援について

一般社団法人横浜市建築士事務所協会と連携に関する協定を締結しました

市民のみなさまが、建築物等を適切に維持管理するためには、専門家である建築士等の支援が欠かせません。

しかしながら、市民のみなさまにとっては、相談内容に適した建築士をどのように見つければ良いのか分からない、相談したら工事契約に誘導されてしまう不安がある等の課題がありました。

そこで、一般社団法人横浜市建築士事務所協会と「協定」を締結し、市民の方が気軽に安心して建築士へ相談できる窓口を設置するなど、市民のみなさまへの支援に向けて具体的な取組を進めていきます。

協定締結の概要

【協定締結日】 令和2年10月26日（月）

【出席者（代表者のみ）】

一般社団法人横浜市建築士事務所協会
会長 佐藤 建二 氏
横浜市建築局
局長 黒田 浩



【協定締結期間】

令和2年10月26日から令和5年10月25日まで
（両者同意にもとづき以降1年毎に更新）

【主な連携事項】

- ・市民等からの建築に係る専門的な相談※への対応
- ・建築物等の適切な維持管理等に向けた意識啓発

※具体的な相談の例

- ・建物、塀、擁壁等の補修に関する相談
- ・建物の改修に関する相談
- ・隣地の建築計画の図面の見方に関する相談



○一般社団法人横浜市建築士事務所協会の概要

建築主の利益の保護をはかり、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和27年に設立。平成24年に一般社団法人化。現在、横浜市を中心に活動する会員約220名で構成

○参考資料

市民向け案内資料：「建築士による市民相談窓口ができました！」

（作成：一般社団法人横浜市建築士事務所協会）

お問合せ先

建築局情報相談課長

石井 保 Tel 045-671-4502

建築士による 市民相談窓口 ことができました！

横浜市では、市民の方が抱える建築に関する様々な相談について、建築士による窓口相談を無料で利用することができます。（予約制）
なお、無料でお受けできる相談の内容・範囲については、事前にご確認ください。

こんなお悩みにお答えします！



建物や塀、擁壁などの維持管理に関する相談

自分の所有・管理する建物や塀が心配。
どうやって管理をしていけばいいのかな？



隣地の建築工事に関する相談

隣地で建築中の建物が建つと日が当たらなくなる。
図面をもらったけど見方がわからない。
隣地の業者にどう相談すればよいの？



建物の改修に関する相談

自宅の1階でお店をやりたい！
法律に合うには、どのように改修すればいい？

擁壁や既存建築物の改修のご相談については、
会員による出張相談サービス（有料）もあります。

相談をご希望の方は下記よりお申し込みください

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 <https://hamaken.jp/>

TEL:045-662-1337 FAX.045-662-8981

所在地：横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階

最寄り駅：みなとみらい線馬車道駅6番出口 徒歩3分

横浜市営地下鉄関内駅4番出口 徒歩10分

相談時間：毎週火・木曜日 13：00～16：00（予約制・45分間）



※有料サービスは相談者様と協会会員との間で合意の上、個別契約を結んでいただくものです。
内容について支障が発生した場合は当事者間での解決が必要となります。

横浜市と横浜市建築士事務所協会は建築に関する市民相談等に係る協定を締結しています。